

# 日中安全新聞

平成 30 年度 第二号  
平成 30 年 11 月吉日  
発行 日進市立日進中学校  
編集 PTA 安全委員会

## 自転車の交通ルールとマナーを知ろう

昨今、自転車による事故が注目されており、学生のケースが 4 割と特に多く(図1)、中学生においても自転車の交通ルールについて改めて確認されるといいでしょう。

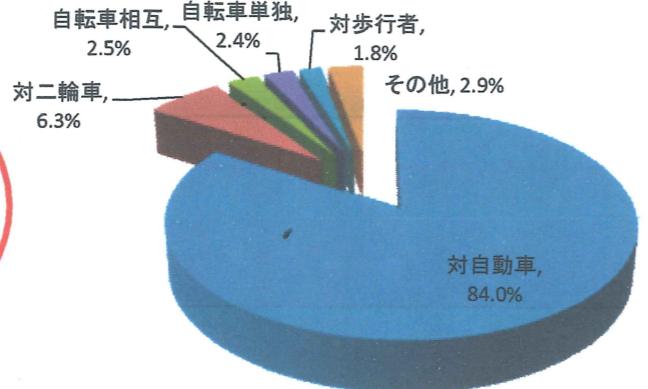
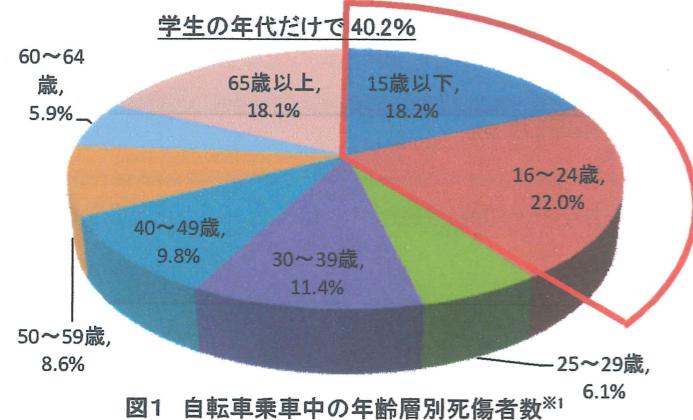


図1 自転車乗車中の年齢層別死傷者数※1

自転車の事故では対自動車が圧倒的に多いですが(図2)、その数は着実に減少しています(図3)。それに対して、対歩行者の事故は横ばいであります(図4)、歩行者に対して配慮ある自転車操作を中心掛けたいところです。

## 自転車走行時の車道・歩道の判断

原則的に車道を走行する場合は歩道に最も近い左側を走行しましょう(図5)。

13歳未満の子供と70歳以上の人は自転車に乗って歩道を走っても良いことになっていますが、それ以外の人は「自転車通行可」の標識がある歩道以外でも、以下の条件であれば走って良いことになっています。

- ①車道で工事が行われている時
- ②車道に自動車が多数停車している時
- ③車道の自動車が多く、危険な時

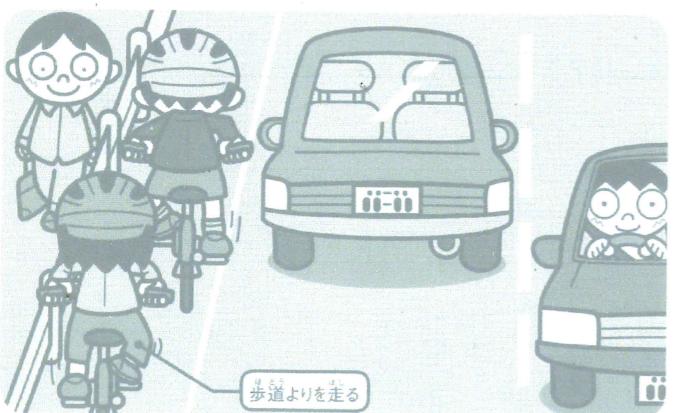


図5 歩道がある道路を走る時※3

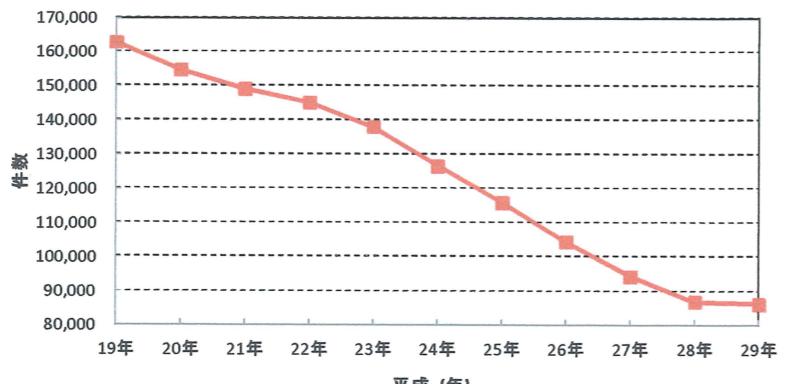


図3 対自動車に関する自転車乗車中の死傷者数の推移※2

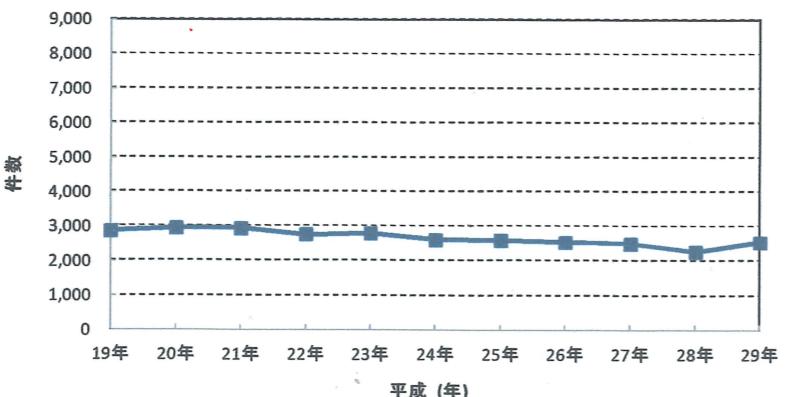


図4 対歩行者に関する自転車乗車中の死傷者数の推移※2



図6 標識 「自転車通行可」

## 自転車が歩道を走る場合のルール

- (1) 歩道は歩行者優先
  - ①すぐ止まれる速度 ②ぞいてもらうためのベルを鳴らさない(図7) ③並走禁止(図8)。
- (2) 走行向き・場所(図9)
  - ①左右どちら側でもいいですが、途中で車道に出る場合は右側通行にならないように気を付ける。  
②歩道の中では必ず車道側を走る。
- (3) 歩道に限らず罰則を設けられている危険行為
  - ①二人乗り禁止(図10) ②傘差し運転禁止(図11) ③携帯・スマホのながら運転禁止(図12)

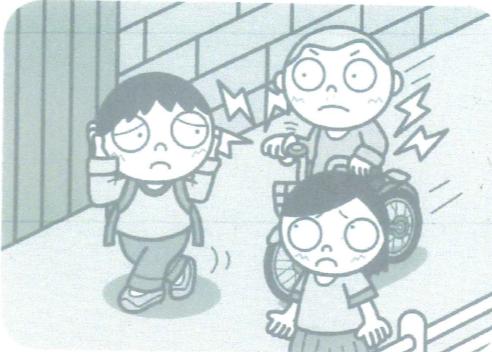


図7 ぞいてもらうためにベルを鳴らさない※3



図8 並走禁止※3

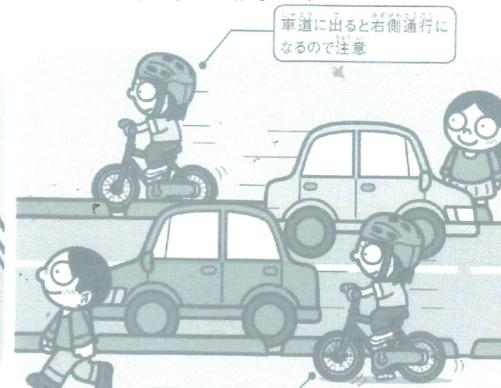


図10 二人乗り禁止※3



図11 傘差し運転禁止※3



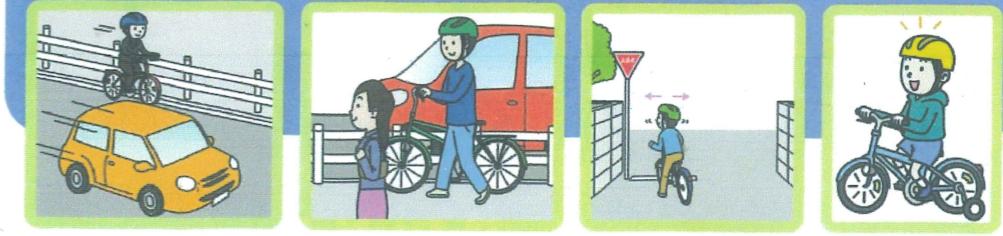
## 自転車利用時の交通ルール・マナーの向上

### ご存知ですか？自転車安全利用五則

1. 自転車は車道が原則、3. 歩道は歩行者優先で、4. 安全ルールを守る 5. 子どもはヘルメットを着用
  2. 車道は左側を通行
  3. 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
  4. 安全ルールを守る
  5. 子どもはヘルメットを着用
- ・飲酒運転、二人乗り、並走の禁止  
・夜間はライトを点灯  
・交差点での信号遵守と一時停止、安全確認



自転車でも違反に対して罰則が設けられています。これらのこと気に付けて、安全運転を心掛けましょう



～市内では自転車の盗難が多発しています。ツーロックで自転車を守りましょう～

図13 自転車安全利用五則※4

### 参考文献

- ※1 自転車まるごと大事典、株式会社理論社、2013年2月初版発行
- ※2 平成29年中の交通事故の発生状況、警察庁交通局、2018年2月15日発行
- ※3 どんどん進化する！自転車の大研究、谷田貝一男、自転車文化センター監修、PHP研究所、2010年9月6日発行
- ※4 自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例チラシ、日本損害保険協会中部支部